

総括調査票

調査事案名	(15) 児童虐待・DV対策等総合支援事業			調査対象 予算額	令和元年度：16,862百万円 (参考 令和3年度：21,323百万円)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	児童虐待等防止対策費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	児童福祉事業対策費等補助金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

児童相談所や市区町村の児童虐待防止対策、特別養子縁組・里親養育への支援、DV・女性保護対策など、地方公共団体が行う事業に要する費用について、複数の事業を統合した補助金を交付し、地域における児童虐待・DV対策等の推進を行っている。

(実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市等 補助率(令和元年度)：1/2、10/10、定額)

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)等を踏まえ、近年、新規事業の創設や補助内容の拡充がなされる中、予算の急激な増加に対して執行は低い水準で推移しており、多額の不用が発生している。

【令和元年度 児童虐待・DV対策等総合支援事業の概要】

児童虐待防止対策の強化

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)等に基づき、児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化を図る。

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用を拡充する。

児童相談所体制整備事業【新規・拡充】

- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、夜間・休日を問わず、児童相談所に対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう24時間対応強化のための体制を拡充する。
- 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整(入所先、保護者、関係機関等との調整)を図るための職員を配置するための費用の補助を創設する。
- 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいようSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【新規】

一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所等の職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける。

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が行う学生向けセミナー企画や、インターシップ企画など、児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業(仮称)【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

市町村相談体制整備事業【新規・拡充】

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設する。
 - 支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅での養育支援の充実を図る。
- (※) これらと併せて都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し、専門性の向上を図る。

未就園児等全戸訪問事業(仮称)【新規】

児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を行う事業を創設する。

虐待防止のための情報共有システム構築事業(仮称)【新規】

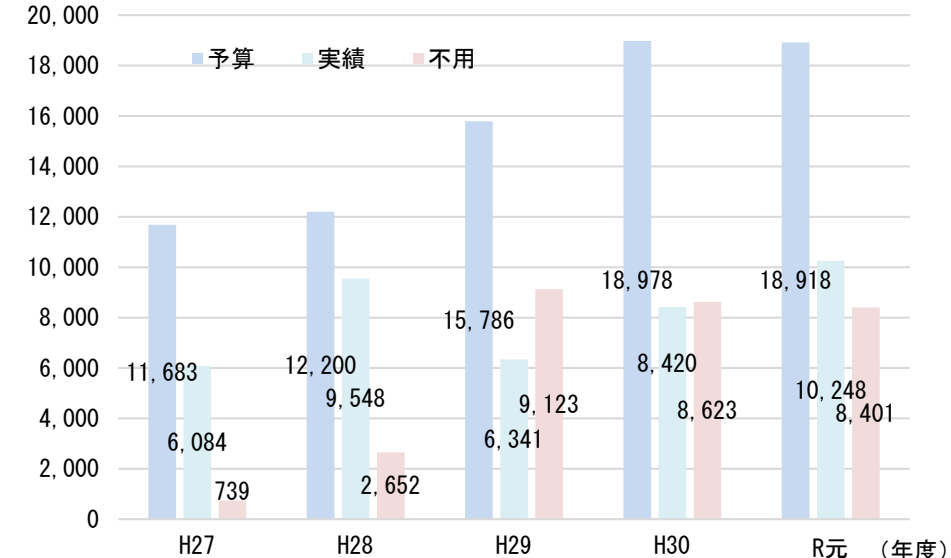
市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

未成年後見人支援事業【要件緩和】

被後見人(子ども)の資産要件を1,000万円未満から1,700万円未満へ見直す。

【(目)児童福祉事業対策費等補助金の予算・実績・不用の推移】

(百万円)



(注) 予算は補正予算及び前年度繰越分を含む。

総 括 調 査 票

調査事案名 (15) 児童虐待・DV対策等総合支援事業

②調査の視点

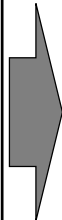
不用の要因と予算への反映

児童虐待・DV対策等総合支援事業は複数の事業が統合されているが、国の決算上は予算科目ベースでの執行額しか把握できず、事業の細分ごとの執行額が明らかになっていない。

多額の不用が生じている事業を特定し、その要因について分析を行い、予算への反映の方向性について検討する。

【調査対象年度】
令和元年度

【調査対象先数】
令和元年度における補助金の交付先（631団体）から提出された事業実績報告書等を収集し分析。



不用の要因と予算への反映

(1) 事業の内訳

児童虐待・DV対策等総合支援事業については、

① 児童虐待防止対策等支援事業：
児童虐待防止及び虐待を受けた子どもへの支援

② DV・女性保護対策等支援事業：
配偶者による暴力被害者等への支援に大別され、それぞれの区分に複数の事業がぶら下がり、地方公共団体は、地域の実情に応じて必要なメニューを選択して事業を実施している。【表1】

(2) 不用額の内訳

令和元年度予算における事業メニューごとの予算積算と、それに対応する実績とを比較すると、「児童虐待防止対策支援事業」の不用額は、児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額全体の7割を占めている。

また、児童虐待防止対策支援事業の不用額の内訳を見ると、

- ・ 市町村相談体制整備事業
- ・ 法的対応機能強化事業
- ・ 未就園児等全戸訪問事業

の3事業の不用額の合計は、児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額全体の4割を占めている。【図1】

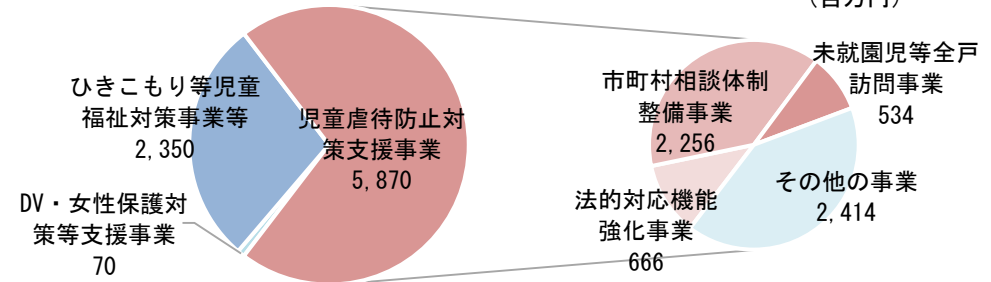
これら3事業については、執行率も低調である。【表2】

③調査結果及びその分析

【表1】 児童虐待・DV対策等総合支援事業のメニュー

区分	事業名
①児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業
	市町村相談体制整備事業
	法的対応機能強化事業
	未就園児等全戸訪問事業 他17事業
②DV・女性保護対策等支援事業	ひきこもり等児童福祉対策事業 他10事業
	婦人相談員活動強化事業 他3事業

【図1】 児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額の内訳① (百万円)



【表2】 児童虐待・DV対策等総合支援事業の不用額の内訳② (百万円)

事業名	予算	実績	不用	執行率
児童虐待・DV対策等総合支援事業	16,862	8,573	8,290	50.8%
うち児童虐待防止対策支援事業	10,275	4,404	5,870	42.9%
うち市町村相談体制整備事業	3,399	1,143	2,256	33.6%
うち法的対応機能強化事業	833	167	666	20.1%
うち未就園児等全戸訪問事業	550	16	534	3.0%

総 括 調 査 票

調査事案名 (15) 児童虐待・DV対策等総合支援事業

③調査結果及びその分析

不用の要因と予算への反映

(3) 不用の要因

①市町村相談体制整備事業

子どもとその家庭、妊産婦等を対象に相談等への対応や関係機関との連絡調整を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下、「支援拠点」という。）の整備・運営等に要する費用を補助するものである。

予算積算は、支援拠点の設置箇所数（直営分と委託分の合計）を238箇所と見込んでいたところ、実績は193箇所となっている。

補助単価は、児童人口規模等に応じた最低配置人員（大規模型の場合：子ども家庭支援員5名、心理担当支援員2名、虐待対応専門員4名）等を勘案して定められているが、直営分における1支援拠点当たりの単価の実績は、支援拠点の規模が大きくなるほど予算上の補助単価との乖離が大きく、市町村における支援拠点の運営実態を踏まえたものになっていない可能性がある。【表3】

②法的対応機能強化事業

児童相談所において弁護士配置またはこれに準ずる措置を行い、常時必要な法的助言を受けられる体制を確保するための費用を補助するものである。

予算積算は、全児童相談所において常勤弁護士の配置を見込んでいたところ、多くの児童相談所では非常勤弁護士または委託契約等により対応している。【図2】

1箇所当たり単価の実績は予算と大幅に乖離しており、予算において各児童相談所における弁護士の活用状況に応じた補助単価になっていない可能性がある。【表4】

③未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、地域の目が届かない未就園児等を市町村において把握し適切な養育支援につなげることを目的に、対象児童の家庭訪問に要する費用を補助するものである。

予算積算は、全ての未就園児等に家庭訪問が実施されることを見込んでいたところ、補助事業を活用した市町村は21団体、家庭訪問件数は1,194件にとどまっている。

令和元年6月1日時点で状況確認を要する未就園児等（出国確認できた者を除く）の8割は、同一市町村内をはじめとする関係部署との連携等により目視または信頼性に確信が持てる情報（例えば、受診歴に基づく医療機関への照会）により状況確認が行われている。

【図3】

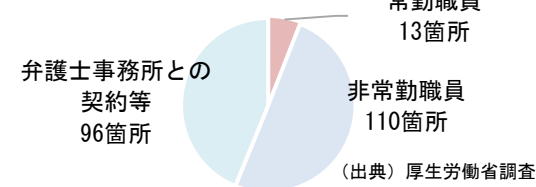
地方公共団体における様々な取組を通じて未就園児等の把握が行われている中、こうした取組の実態を反映した予算になっていない可能性がある。

（参考）上記の状況確認により「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた全ての児童について、要保護児童対策協議会におけるケース管理や施設入所措置など適切な支援等を実施。

【表3】市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業の1支援拠点当たり単価の比較（直営分）

類型	予算	実績
小規模A	3,725千円	3,255千円
小規模B	9,502千円	6,557千円
小規模C	15,781千円	8,092千円
中規模	21,053千円	12,646千円
大規模	39,057千円	12,346千円

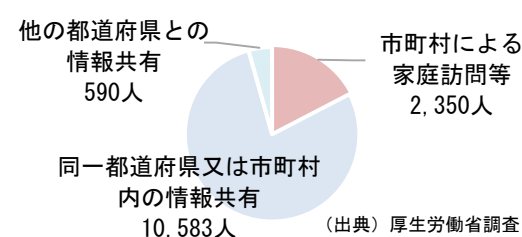
【図2】児童相談所における弁護士の活用状況（令和2年4月1日時点）



【表4】法的対応機能強化事業の予算と実績

	予算	実績
箇所数	213箇所	191箇所
1箇所当たり単価	7,822千円	1,770千円

【図3】未就園児等の状況確認の方法



④今後の改善点・検討の方向性

不用の要因と予算への反映

子どもの安心安全を確保するため、児童虐待防止対策の取組は重要であるが、真に子どものためになる効果的な予算の活用といった観点から、

- 予算の積算に当たっては、地方公共団体のニーズをきめ細かく把握し、事業量を適切に見込むべきである。

- 予算上の補助単価について、一律または市町村の規模に基づき機械的に設定するのではなく、市町村における実際の取組に応じた重点化を検討すべきである。

- 新規事業の創設や支援の拡充に当たっては、まずは執行が低調な事業について、成果や課題を検証した上で、事業の抜本的な見直しを検討すべきである。